

天理駅前広場管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理駅前広場条例（以下「条例」という。）及び天理駅前広場条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるほか、天理駅前広場の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(交通広場の使用)

第2条 条例第2条第2項第2号に規定する区域（以下「交通広場」という。）において、条例第6条第1項各号に規定する使用許可申請があった場合で、市が必要と認めるときは、当該申請者は、申請場所の土地所有者と協議を行わなければならない。

2 交通広場において、土地所有者が自らの所有地内において条例第6条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、当該土地所有者は、あらかじめ使用について市へ連絡するものとする。この場合において、使用許可の申請は、不要とする。

(イベント広場の使用)

第3条 野外ステージを音楽の練習等で使用する場合は、規則第3条第2項に規定する申請書の提出期限（使用日の7日前）後に予約状況を確認し、予約がない場合は、無料で使用することができる。ただし、使用者が許可を受けた使用時間は、これが優先される。

2 多目的広場において使用許可と別の申請が重複した場合は、使用料の対象でなくかつ実際の使用場所が重複しない場合に限り、使用者に確認の上許可することができる。

(行為の禁止)

第4条 条例第4条第1項第3号に規定する行為は、次に定めるところによる。

- (1) 午後7時から翌日午前8時までの音響装置等による音を出す行為
- (2) 天理駅前広場（以下「駅前広場」という。）内における喫煙
- (3) その他市長が不相当と認める行為

(使用許可申請書の受付)

第5条 駅前広場の使用許可申請書の受付は、規則第3条第3項に規定する期間の受付開始日から先着順で使用許可申請書を受け付けるものとし、受付場所及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 駅前広場受付窓口 午前8時から午後7時まで

(2) 市総合政策課窓口 午前8時30分から午後5時15分まで

(使用料の減免)

第6条 条例第12条の規定による使用料の減免は、別表第1のとおりとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市が、天災等(通常の日天時は対象外とし、地震・台風・雷・洪水などの自然現象によってもたらされる災難をいう。)によって使用場所の使用が不可能であると判断したときその他やむを得ないと認められるとき 既納の使用料の全額

(2) 使用期日の3月前までに使用の取消しを申し出たとき 既納の使用料の半額

2 前項第1号の規定による還付を受けようとする者は、「天理駅前広場使用料還付申請書(様式第1号)」を市長に提出し、市長は、当該申請書が提出された場合は、既納の使用料を還付する。

(備品の貸出)

第8条 市長は、次に掲げる場合に限り、駅前広場外(市内に限る。)へ別表第2に定める備品を貸出することができる。

(1) 市が主催・共催する事業

(2) コファン登録団体が市内でイベントを開催するとき。

(3) その他市長が許可の必要があると認めるとき。

2 前項に規定する貸出は、貸出日の3月前からの受付とし、天理駅前広場備品借用申請書(様式第2号)を貸出日までに市長へ提出しなければならな

い。ただし、駅前広場で別に使用許可がある場合は、駅前広場での使用を優先するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月18日から施行する。

別表第1（第6条関係）

天理駅前広場条例第7条の規定により占用して使用する場合における減免対象及び減免内容

番号	減免対象	減免の内容	
		野外ステージ及び設備	多目的広場（物品の販売を伴う使用の場合）
1	(1) 市が主催又は共催する事業 (2) コファン登録団体の使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除（入場料等を徴収する場合も含む）	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除
2	(1) 市内の幼稚園、保育園（所）、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等が主催の行事等での使用 (2) 市内に拠点を置く営利を目的としない団体等が主催する本市の地域振興に寄与する行事での使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の全額を免除（入場料等を徴収する場合は全日において使用料総額の3/4を減免）	
3	(1) 県内（市外）の幼稚園、保育園（所）、こども園、小学校、中学校、高等学校、大学等が主催の行事等での使用 (2) 県内（市外）に拠点を置く営利を目的としない団体等が主催する本市の地域振興に寄与する行事での使用 (3) その他、市長が公益上、特に必要と認めた場合	平日において使用料総額の全額を免除、日曜日、土曜日及び休日において使用料総額の半額を減免（入場料等を徴収する場合は平日において使用料総額の3/4を減免、日曜日、土曜日及び休日において使用料総額の半額を減免）	全日（平日、日曜日、土曜日及び休日）において、使用料総額の半額を減免

4	(1) 本市の地域振興に寄与する 行事での使用	全日（平日、日曜日、 土曜日及び休日）に おいて、使用料総額 の半額を減免（入場 料等を徴収する場合 は全日において使用 料総額の半額を減 免）	
---	----------------------------	---	--

別表第2（第8条関係）
貸出備品及び数量

備品名	上限数
テント	5張
長机	5個
スツール	20脚
トラス	1式
リノリウム	4本

様式第1号（第7条関係）

天理駅前広場使用料還付申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所
 (団体名)
 (代表者) 氏名
 (電 話)

次のとおり使用料の還付を申請します。

行 事 名 称	
使 用 日 時	年 月 日() <input type="checkbox"/> 8:00~13:00 <input type="checkbox"/> 13:00~17:00 <input type="checkbox"/> 17:00~21:00 <input type="checkbox"/> 8:00~21:00
実 施 時 間	時 分 から 時 分 まで
使 用 施 設	【行為使用】(条例第6条第1項) <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号) <input type="checkbox"/> その他 ()
	【占用使用】(条例第7条第1項) <input type="checkbox"/> 野外ステージ <input type="checkbox"/> 多目的広場 (<input type="checkbox"/> 東側 ・ <input type="checkbox"/> 西側 / <input type="checkbox"/> 全面)
使 用 内 容	
使用内容、設備 及びその他の 備 品	
還付を申請する 理 由	
還付の金額※	円

備考 1) 使用許可(変更許可)書及び使用料金領収書を添えてください。
 2) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

天理市長 様

団体名
代表者名 ⑩
住 所

天理駅前広場備品借用申請書

天理市内で事業を開催するにつき、下記のとおり備品の借用を申請します。

記

備品名 (上限数)	数量	備考
テント (5張)		
長机 (5個)		
スツール (20脚)		
トラス (1式)		
リノリウム (4本)		

使用目的	
使用場所	
借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
担当者	
連絡先	
その他	

- ※1 借用備品は、十分な注意を払い借入人自らが責任を持って管理します。
2 返却にあたっては、原状復旧するものとし、毀損・汚損した場合は弁償します。
3 使用目的、使用場所、使用期間を遵守し、使用後は速やかに返却します。
4 借入した現品を返却することができなくなった場合は、同種・同等品を返却します。
5 備品の使用に伴い、他人へ損害を生じさせた場合は借入人の責任とします。